

議案第 82 号

桐生市下水道使用料審議会条例の一部を改正する条例案

桐生市下水道使用料審議会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市下水道使用料審議会条例の一部を改正する条例

桐生市下水道使用料審議会条例(昭和 55 年桐生市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「14 人」を「14 人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 82 号 桐生市下水道使用料審議会条例の一部を改正する条例案

下水道事業に公営企業会計を適用している団体については、使用料改定の必要性に関する検証を定期的に行うよう国から要請されております。検証を行う審議会を迅速に開催できるよう、審議会の委員数について、所要の改正を行おうとするものです。